

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月2日

【会社名】 株式会社芝浦電子

【英訳名】 SHIBAURA ELECTRONICS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋 倉 宏 行

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目1番24号

【電話番号】 (048)615-4000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役事務部長 細 井 和 郎

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目1番24号

【電話番号】 (048)615-4000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役事務部長 細 井 和 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月29日開催の当社第57回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額388,720,500円
- 効力発生日
平成27年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法の定める範囲で取締役会の決議によって免除できる規定を新設するとともに、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、定款の定めにより業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、第28条（取締役の責任免除）を新設及び第35条（社外監査役の責任免除）の一部を変更する。

第3号議案 取締役8名選任の件

橋倉宏行、西沼研一、工藤豊秀、濱田拓実、細井和郎、山下猛、中山法行、齋藤正三の8氏を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

廣渡鉄氏を監査役に選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

任期満了により取締役を退任する京谷龍美氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の内規に基づき、退任取締役に対する退職慰労金を1,400万円以内とし贈呈する。
なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名のうち、社外取締役1名を除く6名に対し、役員賞与総額4,000万円を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	65,346	116	0	(注) 1	可決 (99.40)
第2号議案 定款一部変更の件	60,901	4,512	49	(注) 2	可決 (92.64)
第3号議案 取締役8名選任の件					
橋倉 宏行	60,836	4,626	0		可決 (92.54)
西沼 研一	63,548	1,914	0		可決 (96.66)
工藤 豊秀	63,548	1,914	0		可決 (96.66)
濱田 拓実	63,548	1,914	0	(注) 3	可決 (96.66)
細井 和郎	63,548	1,914	0		可決 (96.66)
山下 猛	63,545	1,917	0		可決 (96.66)
中山 法行	63,548	1,914	0		可決 (96.66)
齋藤 正三	62,107	3,355	0		可決 (94.47)
第4号議案 監査役1名選任の件				(注) 3	
廣渡 鉄	57,593	7,869	0		可決 (87.60)
第5号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	63,636	1,826	0	(注) 1	可決 (96.80)
第6号議案 役員賞与支給の件	65,386	27	49	(注) 1	可決 (99.46)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。